九　関係機関との連携に関する事項	(一)　区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二)　区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
十　都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。 都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。 都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一　都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
一	$\sum A_1B_1\times\alpha\times\beta+\sum A_2B_2\times\gamma$
二	$\sum C_1B_2\times\alpha\times\beta+\sum C_2B_2\times\gamma$
三	$\sum A_3B_3\times(1-\alpha\times\beta)+\sum A_4B_3\times(1-\gamma)$

備考

この表における式において、A_1、A_2、A_3、A_4、B_1、B_2、B_3、C_1、C_2、α、β、γは、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1　精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_2　精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_3　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A_4　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

B_1　当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口

B_2　当該都道府県の区域における、平成三十二年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口

B_3　当該都道府県の区域における、平成三十二年における性別及び年齢階級別の推計人口

C_1　精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

C_2　精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

α　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として〇・八〇から〇・八五までの間で都道府県知事が定める値

β　一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九五から〇・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値を、調整係数〇・九五で除した数

γ　一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として〇・九七から〇・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

○厚生労働省告示第百十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

保育所保育指針

目次

第１章　総則
第２章　保育の内容
第３章　健康及び安全
第４章　子育て支援
第５章　職員の資質向上

第１章　総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

１　保育所保育に関する基本原則

(1)　保育所の役割

ア　保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ　保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ　保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ　保育所における保育士は、児童福祉法第18条の４の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。